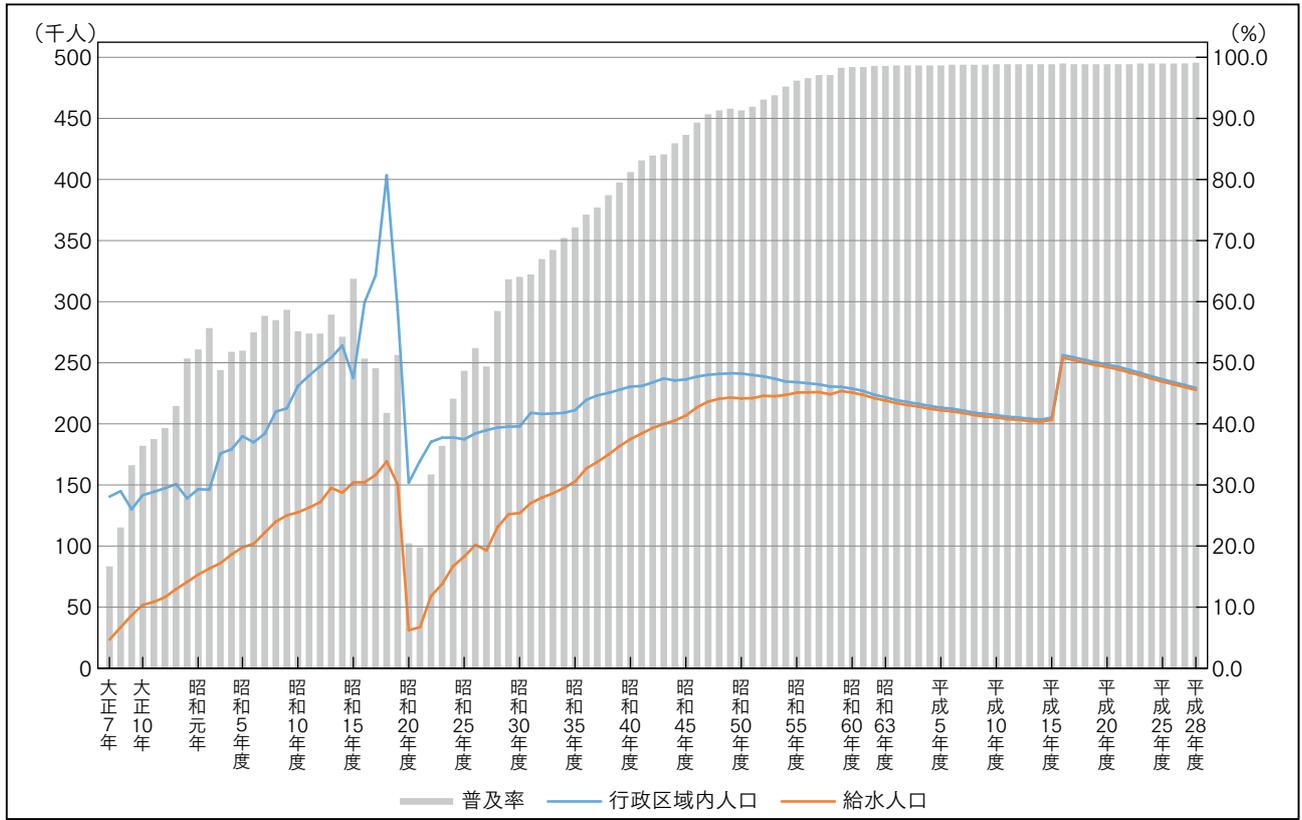


資料

水道の普及状況	84
歴代市長と歴代管理者(地方公営企業法適用後)	86
機構の変遷(地方公営企業法適用後)	87
水道料金の変遷	93
現在の配水池	100
年表	101

水道の普及状況



水道の普及状況

年度	行政区域内世帯数(世帯)	行政区域内人口(人)	給水戸数(戸)	給水人口(人)	普及率(%)
大正7年	25,383	140,711	4,442	23,534	16.7
大正8年	25,899	145,130	6,249	33,520	23.1
大正9年	28,268	130,354	7,963	43,431	33.3
大正10年	28,243	142,111	9,779	51,834	36.5
大正11年	27,749	144,613	10,588	54,328	37.6
大正12年	27,782	147,754	11,370	58,216	39.4
大正13年	28,387	150,872	12,576	64,944	43.0
大正14年	29,872	139,380	13,715	70,742	50.8
昭和元年	28,982	146,800	14,720	76,830	52.3
昭和2年	29,415	146,428	15,563	81,776	55.8
昭和3年	37,350	176,234	16,441	86,165	48.9
昭和4年	38,060	179,491	17,637	93,236	51.9
昭和5年	39,120	190,282	18,510	99,115	52.1
昭和6年	38,784	185,341	18,850	102,172	55.1
昭和7年	40,620	192,353	20,354	111,153	57.8
昭和8年	42,690	210,472	21,819	120,198	57.1
昭和9年	44,514	213,211	23,195	125,265	58.8
昭和10年	46,707	231,333	24,372	127,856	55.3
昭和11年	48,273	240,107	25,062	131,722	54.9
昭和12年	46,669	247,718	26,172	136,094	54.9
昭和13年	50,465	254,818	28,279	147,899	58.0
昭和14年	52,756	264,530	27,577	143,930	54.4
昭和15年	54,124	238,195	29,733	152,233	63.9
昭和16年	65,341	300,077	31,326	152,533	50.8
昭和17年	69,443	322,186	31,866	158,514	49.2
昭和18年	69,713	404,257	32,093	169,451	41.9
昭和19年	69,664	293,632	30,865	150,868	51.4
昭和20年	36,119	152,184	7,313	31,153	20.5
昭和21年	40,674	169,963	11,550	33,622	19.8
昭和22年	45,736	185,740	15,278	59,156	31.8
昭和23年	45,992	188,969	27,376	68,917	36.5
昭和24年	48,411	189,131	20,915	83,660	44.2
昭和25年	46,131	187,775	23,987	91,577	48.8
昭和26年	49,797	192,650	25,286	101,144	52.5
昭和27年度	50,823	195,215	25,182	96,698	49.5
昭和28年度	51,559	197,379	30,183	115,601	58.6
昭和29年度	52,379	198,044	33,404	126,267	63.8
昭和30年度	52,993	198,397	34,047	127,336	64.2
昭和31年度	56,043	209,501	36,209	135,422	64.6
昭和32年度	56,483	208,511	37,810	139,897	67.1
昭和33年度	57,381	208,834	39,601	143,356	68.6
昭和34年度	58,516	209,401	41,554	147,932	70.6
昭和35年度	59,729	211,713	43,502	153,127	72.3
昭和36年度	61,269	220,046	45,837	163,776	74.4
昭和37年度	62,986	223,822	47,840	169,114	75.6
昭和38年度	64,522	225,722	50,386	175,142	77.6
昭和39年度	66,555	228,317	53,159	182,070	79.7
昭和40年度	68,237	230,986	55,498	187,916	81.4
昭和41年度	70,070	231,341	57,978	192,603	83.3
昭和42年度	71,856	234,390	60,091	197,038	84.1

年度	行政区域内世帯数(世帯)	行政区域内人口(人)	給水戸数(戸)	給水人口(人)	普及率(%)
昭和43年度	73,794	237,610	62,240	200,413	84.3
昭和44年度	74,696	236,082	64,469	203,275	86.1
昭和45年度	76,002	236,930	66,595	207,272	87.5
昭和46年度	77,150	239,283	69,153	214,121	89.5
昭和47年度	78,275	240,682	71,261	218,678	90.9
昭和48年度	79,516	241,291	72,285	220,883	91.5
昭和49年度	80,010	241,826	72,983	221,976	91.8
昭和50年度	80,206	241,689	73,721	221,224	91.5
昭和51年度	80,231	240,529	74,220	221,552	92.1
昭和52年度	80,081	239,482	75,022	223,423	93.3
昭和53年度	79,840	237,417	75,361	223,074	94.0
昭和54年度	79,641	235,076	76,279	224,197	95.4
昭和55年度	79,847	234,654	77,217	226,132	96.4
昭和56年度	82,435	233,677	77,764	226,309	96.8
昭和57年度	82,719	232,770	78,402	226,522	97.3
昭和58年度	82,853	231,006	78,498	224,729	97.3
昭和59年度	83,192	230,743	78,663	227,364	98.5
昭和60年度	83,319	229,306	78,943	226,068	98.6
昭和61年度	83,115	227,322	79,284	224,196	98.6
昭和62年度	83,032	224,259	84,901	221,512	98.8
昭和63年度	83,255	222,147	85,697	219,554	98.8
平成元年度	83,315	219,888	86,454	217,467	98.9
平成2年度	83,364	218,230	87,196	215,808	98.9
平成3年度	83,659	216,864	87,377	214,505	98.9
平成4年度	83,812	215,102	88,468	212,782	98.9
平成5年度	84,349	213,762	88,608	211,502	98.9
平成6年度	85,137	212,801	89,065	210,609	99.0
平成7年度	85,634	211,291	90,053	209,161	99.0
平成8年度	85,656	209,671	90,414	207,592	99.0
平成9年度	85,977	208,453	89,915	206,418	99.0
平成10年度	86,552	207,626	90,561	205,663	99.1
平成11年度	86,707	206,236	90,690	204,314	99.1
平成12年度	87,048	205,649	90,891	203,794	99.1
平成13年度	87,276	204,602	90,359	202,774	99.1
平成14年度	87,767	204,003	90,661	202,209	99.1
平成15年度	89,100	205,517	91,999	203,743	99.1
平成16年度	110,577	256,865	114,363	254,713	99.2
平成17年度	110,965	255,028	114,864	252,627	99.1
平成18年度	111,055	252,939	115,088	250,618	99.1
平成19年度	111,295	251,008	115,524	248,712	99.1
平成20年度	111,293	249,212	115,224	247,037	99.1
平成21年度	111,238	247,168	115,486	245,037	99.1
平成22年度	110,971	244,714	114,481	242,619	99.1
平成23年度	110,615	242,252	114,066	240,223	99.2
平成24年度	111,830	239,401	113,876	237,487	99.2
平成25年度	111,480	236,856	113,211	234,961	99.2
平成26年度	111,393	234,613	114,346	232,753	99.2
平成27年度	111,408	232,230	114,070	230,488	99.2
平成28年度	111,399	229,868	113,824	228,227	99.3

※ 昭和26年までは暦年 昭和27年以降は会計年度

※ 行政区域内世帯数のうち、大正7年から昭和43年度までは行政区域内戸数を記載

※ 給水戸数のうち、昭和44年度から昭和53年度までは給水世帯数を、昭和54年度から昭和61年度までは給水件数を記載

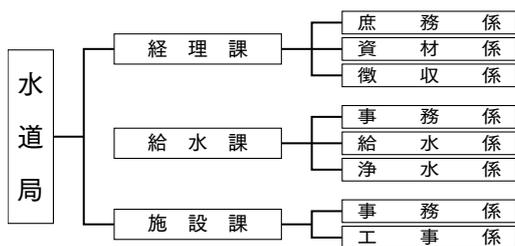
歴代市長と歴代管理者（地方公営企業法適用後）

歴代市長	就任	退任	歴代管理者	就任	退任
鈴木 術	昭和22年4月5日	昭和29年3月21日	望月 明	昭和27年10月1日	昭和37年12月25日
松本 賢一	昭和29年4月18日	昭和36年10月31日	戸田 義郎	昭和37年12月25日	昭和53年3月31日
奥原 義人	昭和36年11月19日	昭和52年11月18日	笹本 毅	昭和53年4月1日	昭和57年12月25日
佐々木 有	昭和52年11月19日	平成5年11月18日	大尾 博敏	昭和57年12月26日	平成2年12月25日
小笠原臣也	平成5年11月19日	平成17年11月18日	徳本 威	平成2年12月26日	平成12年3月31日
小村 和年	平成17年11月19日	平成29年11月18日	廣田 左一	平成12年4月1日	平成16年6月20日
新原 芳明	平成29年11月19日	在任中	田中 浩	平成16年6月21日	平成20年6月20日
			荒井 和雄	平成20年6月21日	平成24年3月31日
			長原 寛和	平成24年4月1日	平成28年3月31日
			増本 寛治	平成28年4月1日	在任中

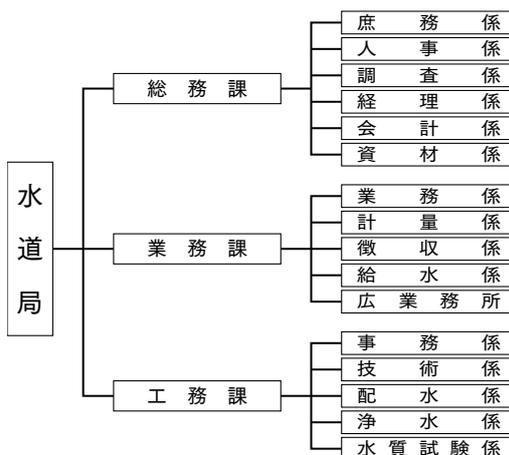
- ・地方公営企業法の施行に伴い、昭和27年10月1日水道局が発足し、水道企業管理者を設置
- ・平成25年4月1日上下水道局の発足に伴い、上下水道事業管理者を設置

機構の変遷（地方公営企業法適用後）

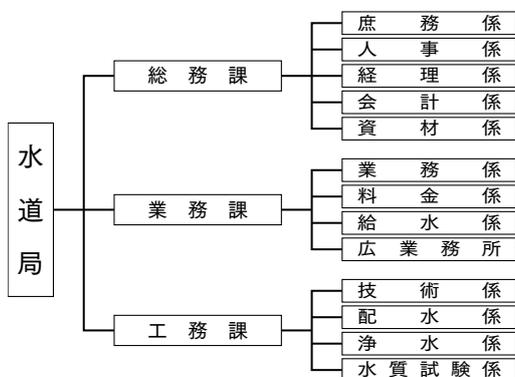
昭和27年10月（3課8係）



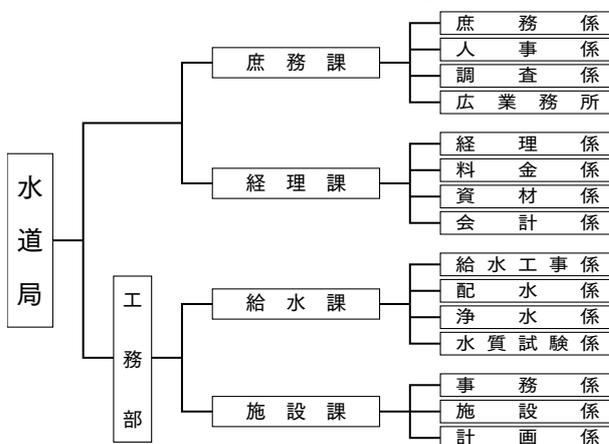
昭和28年1月（3課1業務所15係）



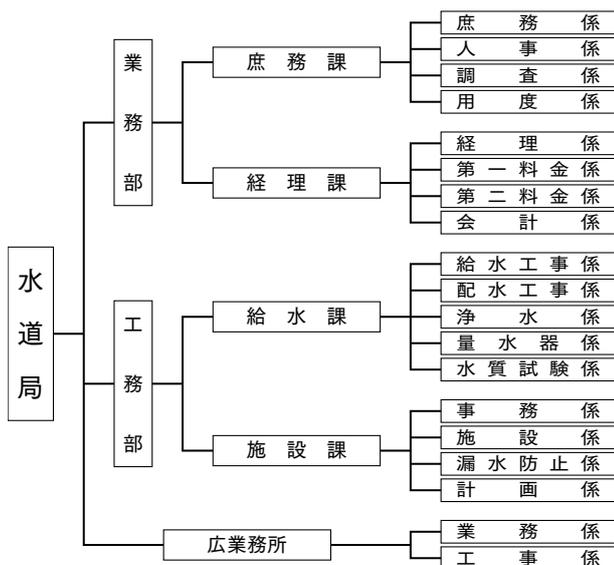
昭和30年3月（3課1業務所12係）



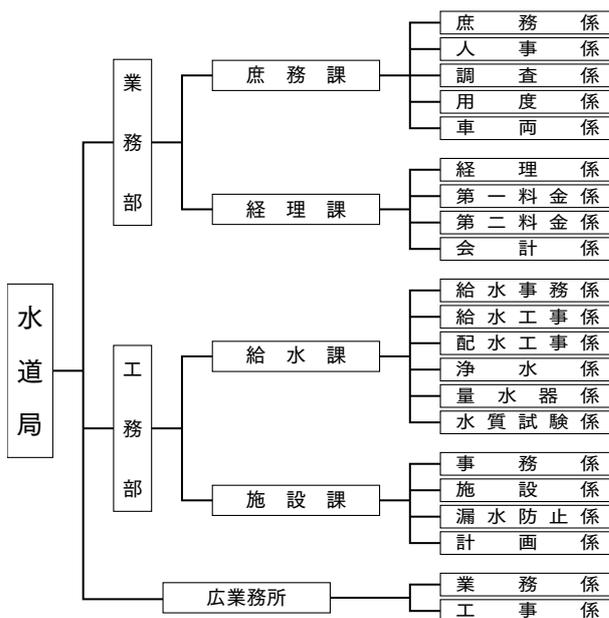
昭和33年1月（1部4課1業務所14係）



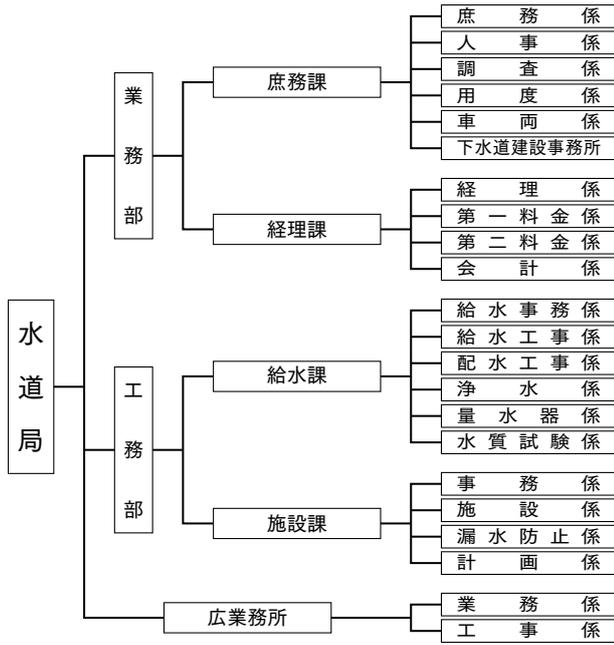
昭和35年5月（2部4課1業務所19係）



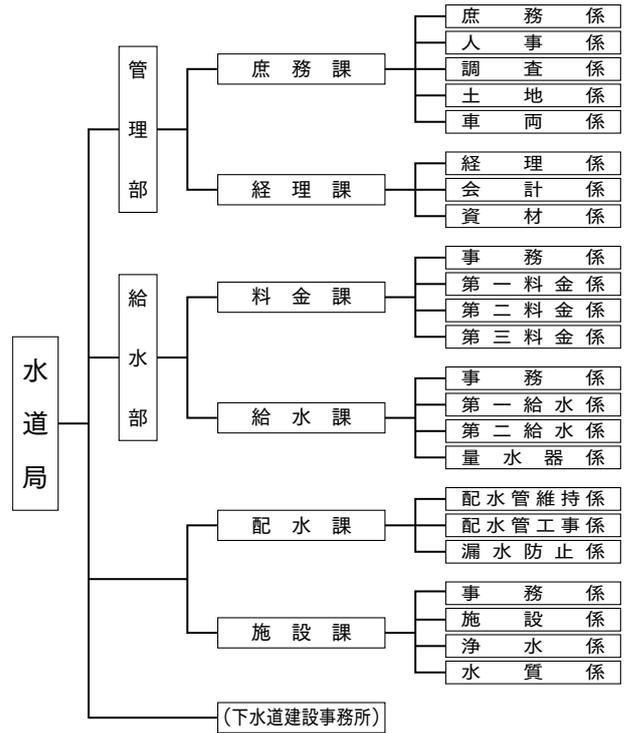
昭和36年1月（2部4課1業務所21係）



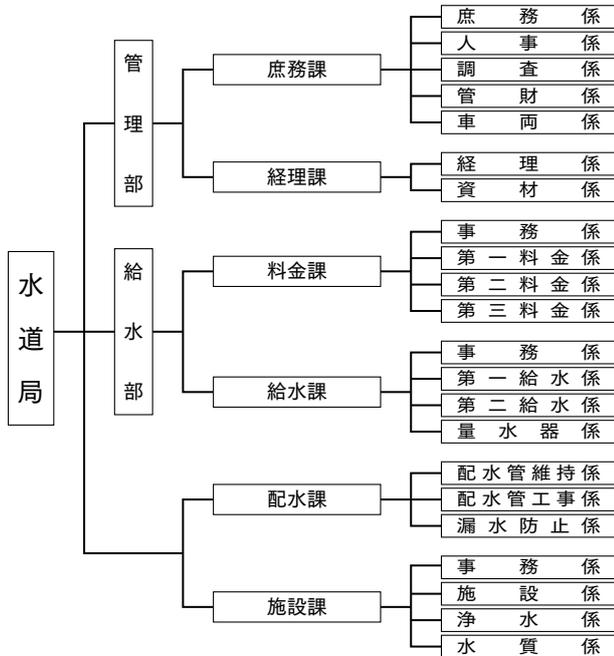
昭和38年10月（2部4課1業務所21係1所）



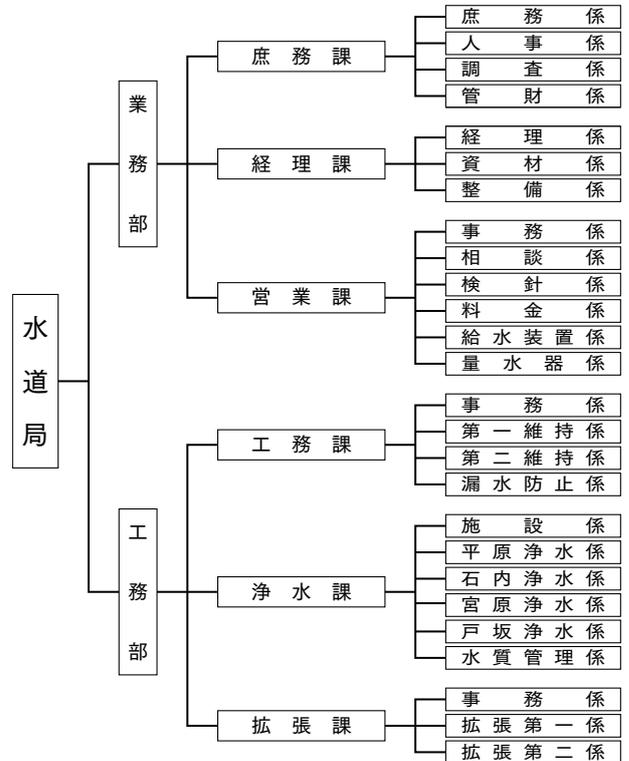
昭和41年7月（2部6課23係1所）



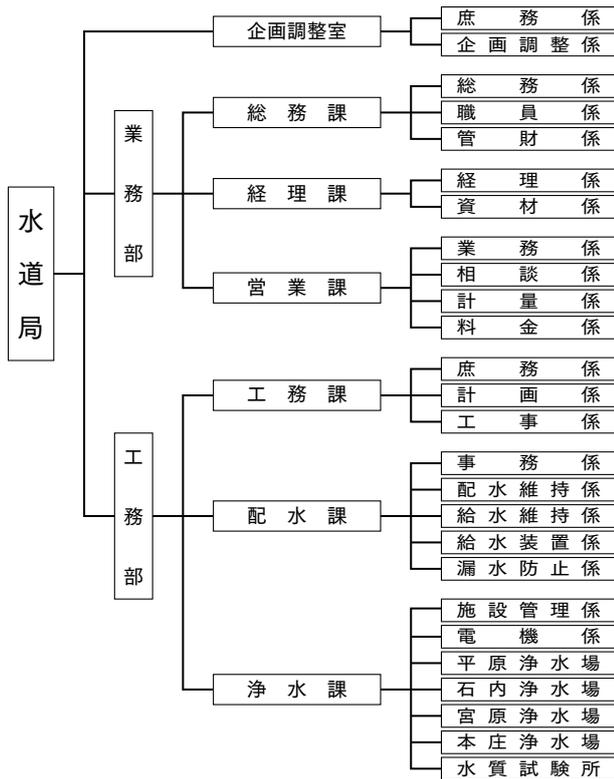
昭和44年4月（2部6課22係）



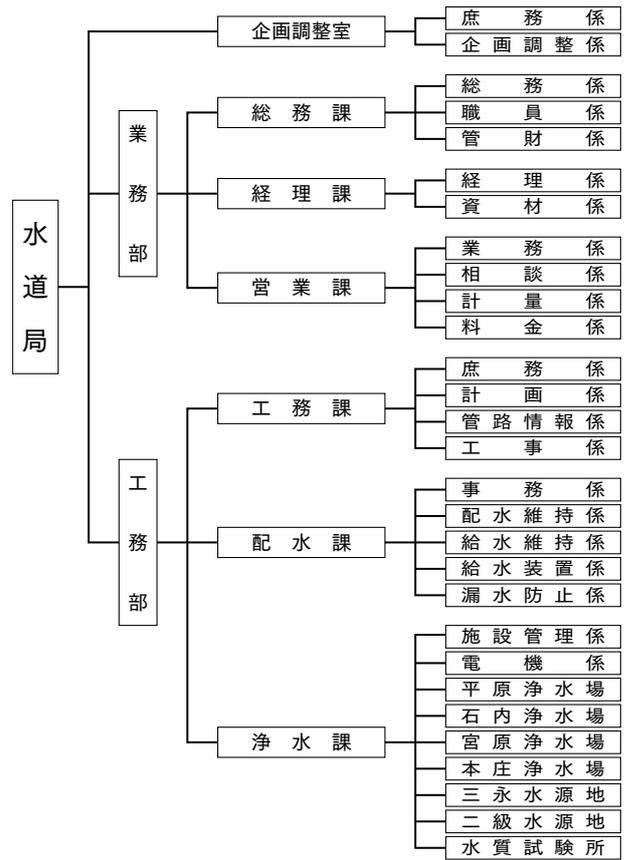
昭和46年4月（2部6課26係）



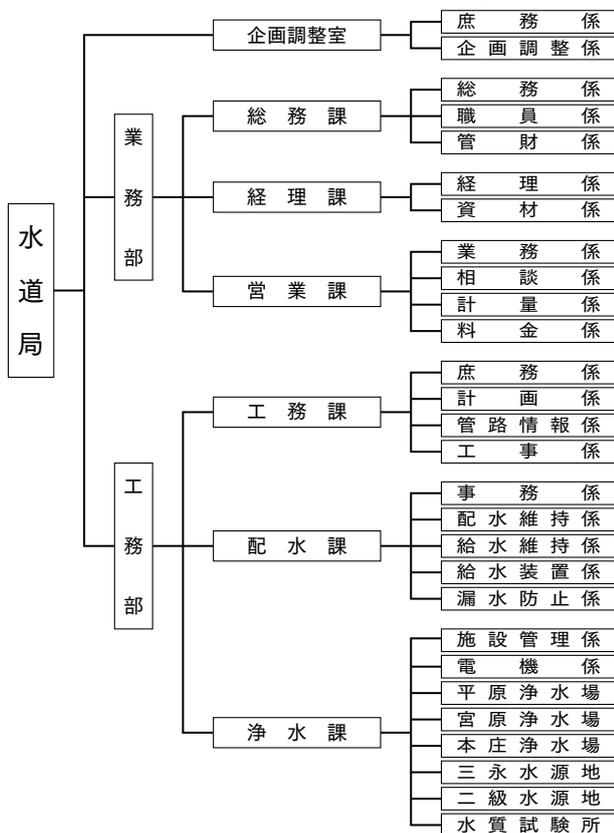
昭和61年4月（2部1室6課26係）



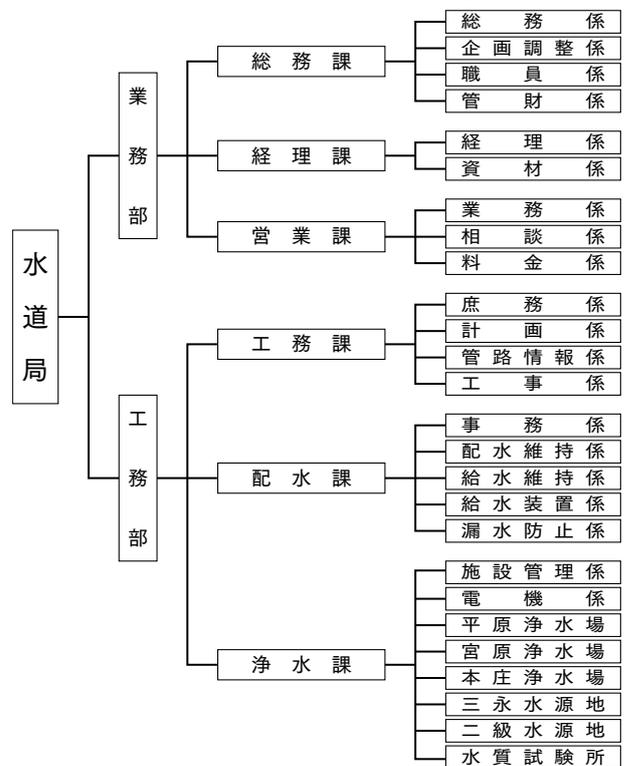
平成4年4月（2部1室6課29係）



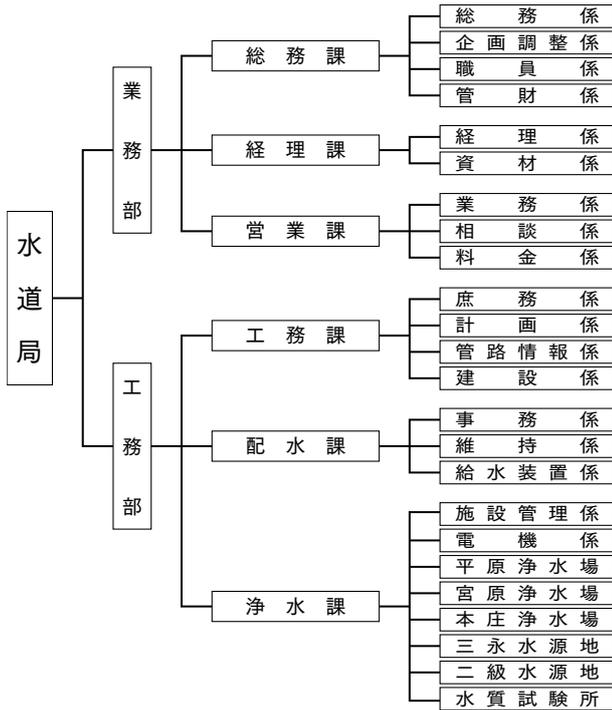
平成9年4月（2部1室6課28係）



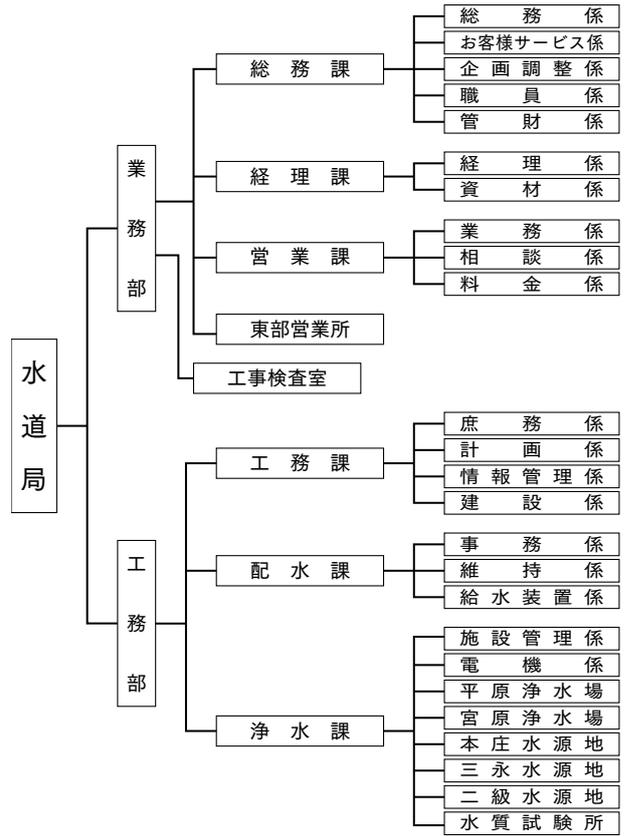
平成13年4月（2部6課26係）



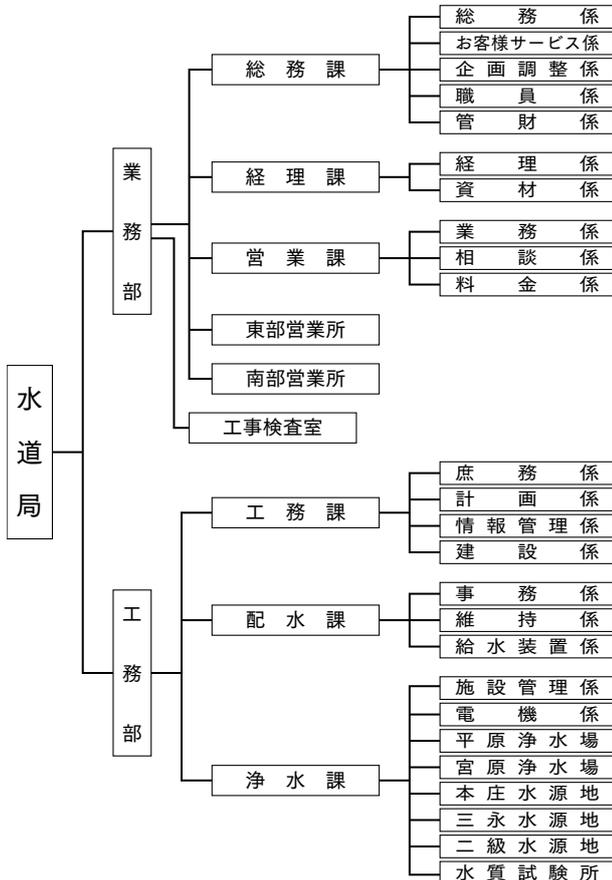
平成14年4月（2部6課24係）



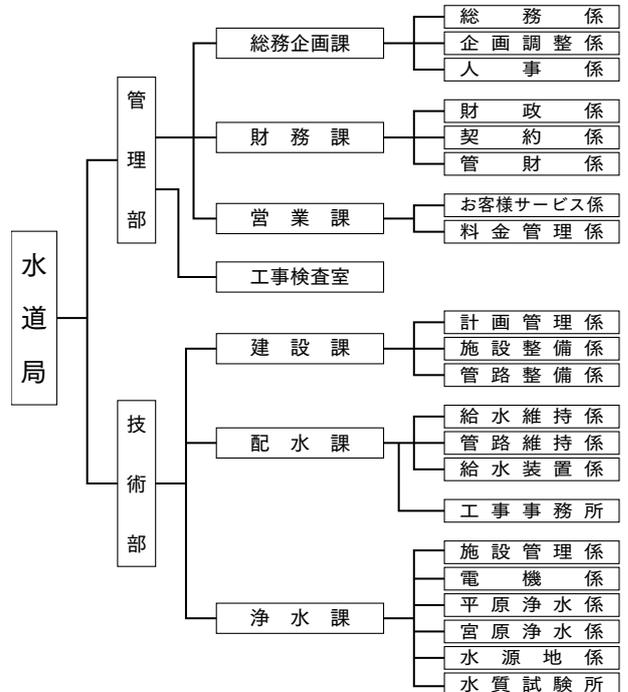
平成16年4月（2部1室6課1営業所25係）



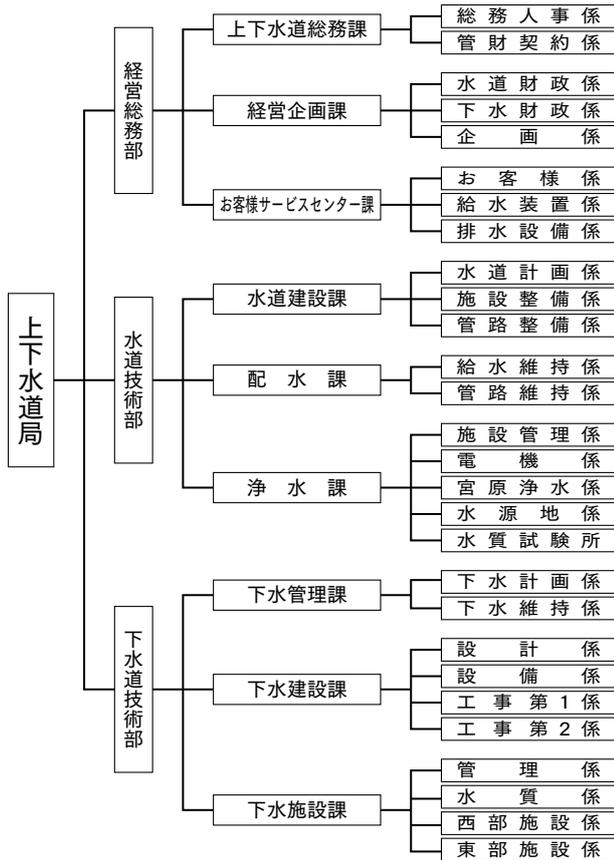
平成17年3月（2部1室6課2営業所25係）



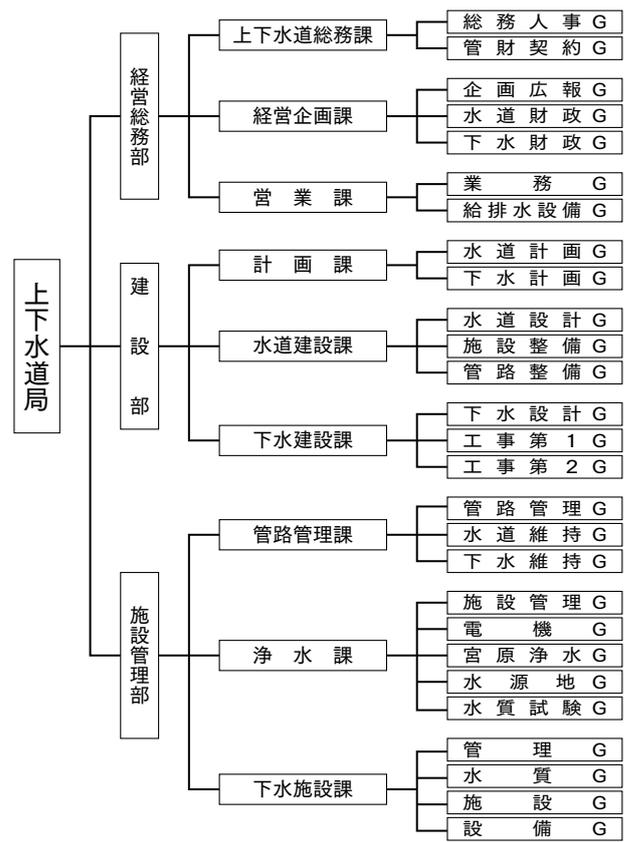
平成21年4月（2部1室6課1所20係）



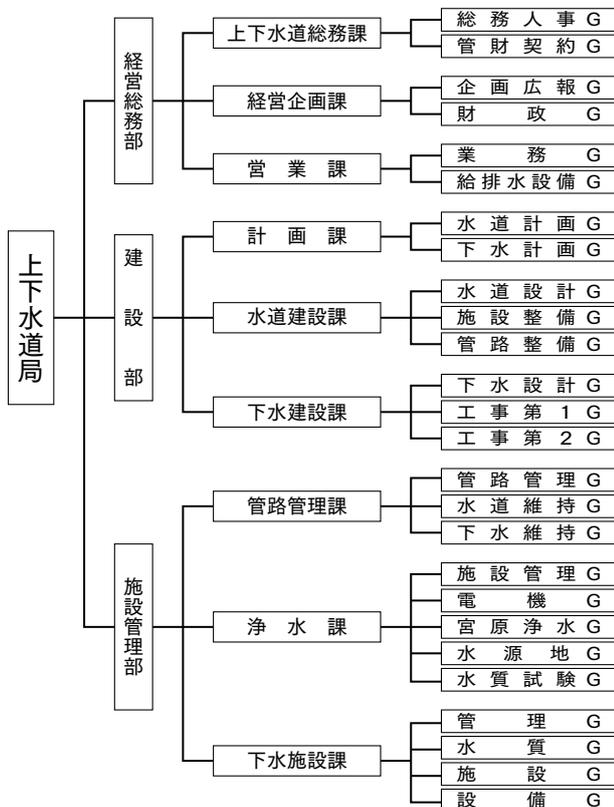
平成25年4月（3部9課1所27係）



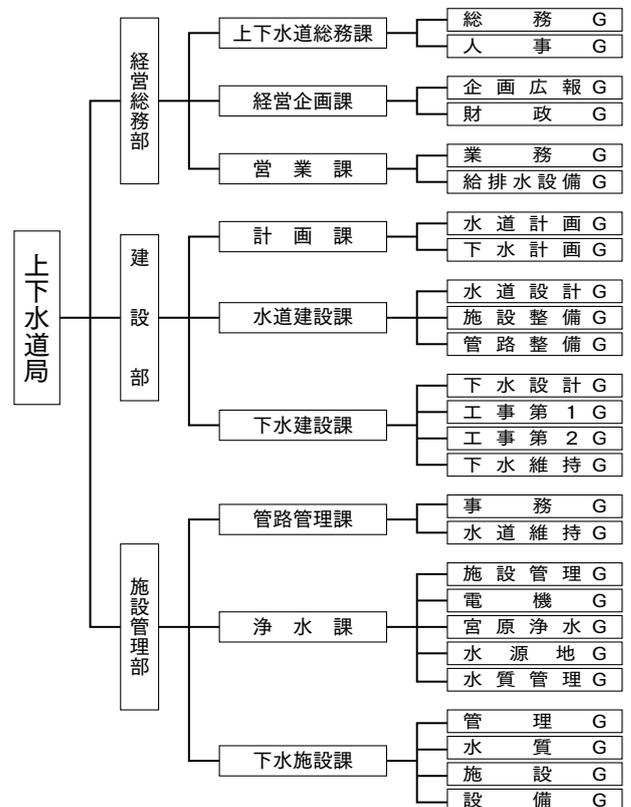
平成27年4月（3部9課27グループ）



平成29年4月（3部9課26グループ）



平成30年4月（3部9課26グループ）



水道料金の変遷

施行月日	内容
大正 6 年12月 5 日	水道料金の徴収制度開始
昭和17年 5 月18日	水道料金の改定
昭和21年 4 月 1 日	水道料金の改定
昭和22年 4 月 1 日	水道料金の改定（量水器設備設置までの定額栓新設）
昭和22年 9 月 1 日	水道料金の改定
昭和23年 7 月 1 日	水道料金の改定（用途に工業用料金を新設）
昭和23年10月 1 日	水道料金の改定
昭和25年 8 月 1 日	水道料金の改定（第 5 種を臨時用と船舶給水用に分割）
昭和26年 4 月 1 日	水道料金の改定
昭和32年 6 月 1 日	水道料金の改定（工業用を原水と浄水に分割）
昭和35年 4 月 1 日	水道料金の改定（量水器設備設置までの定額栓廃止）
昭和38年 4 月 1 日	水道料金の改定（工業用（原水）を廃止）
昭和39年 2 月 1 日	水道料金の改定（船舶給水用（運搬給水）のみ料金改定）
昭和41年 4 月 1 日	水道料金の改定（工業用の廃止，プール用及び夜間給水の新設）
昭和46年10月 1 日	水道料金の改定
昭和49年10月 1 日	水道料金の改定
昭和52年 2 月 1 日	水道料金の改定（共用の廃止）
昭和55年 4 月 1 日	水道料金の改定（船舶用の廃止）
昭和59年 4 月 1 日	水道料金の改定
昭和63年 4 月 1 日	水道料金の改定（一般用の用途別料金体系から口径別料金体系に変更）
平成元年 4 月 1 日	水道料金の改定（消費税の導入のみ）
平成 5 年 4 月 1 日	水道料金の改定
平成 9 年 4 月 1 日	水道料金の改定（消費税率引上げ及び地方消費税導入を含む）
平成26年 4 月 1 日	水道料金の改定（消費税率及び地方消費税の引上げのみ）
平成26年10月 1 日	水道料金の改定

水道料金の変遷

種類		改定期 大正6年12月5日				
		区分	消費水量 定限	1 m ³ 単価	月 額	1 m ³ 超過料
第1種	専 用		9.1 m ³	0.088円	0.800円	0.088円
第2種	共 用	市設供用栓	5.5 m ³	0.055円	0.300円	0.055円
		私設供用栓	5.5 m ³	0.083円	0.450円	0.083円
		第9条但書二 該当スルモノ	7.3 m ³	0.083円	0.600円	0.083円
第3種	官公衛学校、 会社及び営業用		14.6 m ³	0.088円	0.280円	0.088円
第4種	湯屋営業		91.0 m ³	0.044円	4.000円	0.044円
第5種	船舶等		1 m ³	0.150円	—	0.150円

種類		改定期 昭和17年5月18日											
		昭和17年度			昭和18年度			昭和19年度以降			量水器使用料		
区分		消費水量 定限	月 額	1 m ³ 超過料	消費水量 定限	月 額	1 m ³ 超過料	消費水量 定限	月 額	1 m ³ 超過料	種別	1 個月額	
第1種	専 用	10 m ³	1.00円	10.0銭	10 m ³	1.10円	11.0銭	10 m ³	1.20円	12.0銭	13mm	20.0銭	
第2種	共 用	市 設	6 m ³	0.36円	6.0銭	6 m ³	0.39円	6.5銭	6 m ³	0.42円	7.0銭	16mm	30.0銭
		私 設	6 m ³	0.60円	10.0銭	6 m ³	0.66円	11.0銭	6 m ³	0.66円	11.0銭	20mm	40.0銭
		第9条但書 該 当	8 m ³	0.80円	10.0銭	8 m ³	0.88円	11.0銭	8 m ³	0.96円	12.0銭	25mm	500.0銭
第3種	官公衛学校、 会社及び営業用	16 m ³	1.60円	10.0銭	16 m ³	1.76円	11.0銭	16 m ³	1.92円	12.0銭			
第4種	湯屋営業用	100 m ³	5.00円	5.0銭	100 m ³	5.00円	5.0銭	100 m ³	5.00円	5.0銭			
第5種	船舶等臨時	1 m ³	—	20.0銭	1 m ³	—	20.0銭	1 m ³	—	20.0銭			

種類		改定期 昭和21年4月1日		種類		改定期 昭和22年4月1日		昭和22年9月1日		
		基本	超過 (1m ³ につき)			基本	超過 (1m ³ につき)	基本	超過 (1m ³ につき)	
第1種	専用栓 } 連合栓 } 家事用	12 m ³ 3円 60銭	30銭	第1種	専用栓 } 連合栓 } 家事	10 m ³ 10円	1円	10 m ³ 25円	2円 50銭	
第2種	共用栓 家事用	市 設	8 m ³ 1円 20銭	15銭	第2種	共用栓家事用	6 m ³ 3円	50銭	6 m ³ 10円	1円 65銭
		私 設	8 m ³ 1円 60銭	20銭		第3種	官公署学校、病院	20 m ³ 20円	1円	20 m ³ 50円
		9条但書	10 m ³ 3円	30銭	工 業 用		—	—	—	—
第3種	官 公 署 学 校、 病 院	20 m ³ 6円	30銭	第3種	病 院、 寄 席 其 他 営 業 用	20 m ³ 30円	1円 50銭	20 m ³ 75円	3円 75銭	
第4種	湯屋営業	100 m ³ 10円	10銭	第4種	湯屋営業	200 m ³ 160円	80銭	200 m ³ 400円	2円	
第5種	船舶及臨時	1 m ³ 40銭	—	第5種	船舶及臨時	1 m ³ 2円	—	1 m ³ 5円	—	
量水器 設備設置 まで	専用栓連合栓 家事用	1戸5人まで 1戸5人まで1人増す毎に 支栓1栓につき 支栓設けざる浴槽1槽につき 牛馬1頭につき 自動車1台につき	— — — — —				10円 2円 4円 2円 3円 —		25円 5円 10円 5円 7円 50銭 25円	
	共用栓家事用	1戸5人まで 1戸5人まで1人増す毎に 浴槽1槽につき 牛馬1頭につき 自動車1台につき	— — — — —				3円 60銭 1円 50銭 3円 —		10円 2円 3円 75銭 7円 50銭 25円	

種 類		改定期		昭和23年7月1日		昭和23年10月1日		昭和25年8月1日			
		区分		基 本	超過 (1㎡につき)	基 本	超過 (1㎡につき)	基 本		超過 (1㎡につき)	
第1種	専用栓 連合栓	家事用		10㎡ 40円	5円	10㎡ 85円	8円 50銭	同 左			
		共用栓 家事用		6㎡ 24円	4円	6㎡ 51円	8円 50銭				
第2種	官 公 署 学 校 病 院 其 他 営 業	家事用		20㎡ 80円	5円	20㎡ 170円	8円 50銭				
		工 業 用		200㎡ 800円	5円	200㎡ 1,700円	8円 50銭				
第3種	病 院, 寄 席 其 他 営 業 用		20㎡ 120円	8円	20㎡ 255円	12円 50銭					
第4種	湯 屋 営 業		200㎡ 700円	4円	200㎡ 750円	7円 50銭					
第5種	船 舶 及 臨 時		1㎡ 10円	—	1㎡ 20円	—	第5種	臨 時	1㎡ 15円	—	
			—	—	—	—	第6種	船舶給水用 岸壁給水 運搬給水	1㎡ 10円 1㎡ 60円	港外, 夜間, 荒天の場合は 5割以内増徴	
量水器設備設置まで	専用栓連合栓家事用	1戸5人まで		40円	85円	同 左					
		1戸5人まで1人増す毎に		10円	17円						
支栓1栓につき		10円	20円								
支栓設けざる浴槽1槽につき		5円	10円								
牛馬1頭につき		7円 50銭	16円								
自動車1台につき		40円	85円								
共用栓家事用	1戸5人まで		24円	51円							
	1戸5人まで1人増す毎に		6円	10円							
浴槽1槽につき		3円 75銭	8円								
牛馬1頭につき		7円 50銭	16円								
自動車1台につき		40円	85円								

用途及び 種類		改定期		昭和26年4月1日	
		区分		基 本	超過 (1㎡につき)
1	家事用	計量栓	専 用	10㎡ 85円	8円 50銭
			共 用	6㎡ 51円	8円 50銭
		定額栓	専 用	5人 85円	1人増す毎に 17円 支栓1栓につき 20円 支栓設けざる浴槽1槽につき 10円 牛馬豚1頭につき 16円 自動車1台につき 85円
			共 用	5人 51円	1人増す毎に 10円 浴槽1槽につき 8円 牛馬豚1頭につき 16円 自動車1台につき 85円
2	官公署・学校, 病院用		20㎡ 170円	8円 50銭	
3	営 業 用		20㎡ 255円	21㎡ ~ 100㎡	12円 50銭
				101㎡ ~ 500㎡	12円 20銭
				501㎡ ~ 1000㎡	11円 90銭
				1,001㎡ ~ 以上1,000㎡を増す毎に1㎡につき30銭減額	11円 60銭
4	工 業 用		200㎡ 1,700円	201㎡ ~ 1,000㎡	8円 50銭
				1,001㎡ ~ 5,000㎡	8円 30銭
				5,001㎡ ~ 10,000㎡	8円 10銭
				10,001㎡ ~ 以上10,000㎡を増す毎に1㎡につき20銭減額	7円 90銭
5	湯 屋 営 業 用		100㎡ 750円	101㎡ ~ 300㎡	7円 50銭
				301㎡ ~ 500㎡	7円 30銭
				501㎡ ~	7円 10銭
6	船 舶	岸壁給水	1㎡ 10円	—	
	給水用	運搬給水	1㎡ 60円	港外, 夜間, 荒天の場合は5割以内増徴	
7	臨 時 用		1㎡ 15円	—	

用途及び種類		改定期		昭和32年6月1日 改定率 13.0%		
		区分	基本	超過 (1㎡につき)		
1	計量栓	専用	10㎡ 100円	10円		
		共用	8㎡ 80円	10円		
	定額栓	専用	5人 100円	20円 24円 12円 20円 100円		
		共用	5人 80円	12円 10円 20円 100円		
2	官署、学校、病院用	10㎡ 100円	11㎡～1,000㎡	10円		
			1,001㎡～	9円 50銭		
3	営業用	10㎡ 100円	11㎡～1,000㎡	10円		
			1,001㎡～	9円 50銭		
4	工業用	浄水	10㎡ 100円	11㎡～1,000㎡	10円	
				1,001㎡～	9円 50銭	
			原水	150,000㎡ 480,000円	150,001㎡～300,000㎡	3円 20銭
	300,001㎡～	3円 5銭				
5	湯屋営業用	10㎡ 100円	9円			
6	船舶給水用	岸壁給水	1㎡ 15円	—		
		運搬給水	1㎡ 60円	勤務時間外及び荒天の場合は5割増徴 港外1海里を超える毎に1㎡につき15円加算		
7	臨時用	1㎡ 20円	—			

用途		改定期		昭和35年4月1日 改定率 18.8%	
		区分	基本	超過 (1㎡につき)	
一般用	共用	10㎡ 125円	12円 50銭		
		8㎡ 100円	12円 50銭		
公衆浴場用		10㎡ 125円	11円 50銭		
工業用	浄水	10㎡ 125円	11㎡～1,000㎡	12円 50銭	
			1,001㎡～	12円	
工業用	原水	150,000㎡ 540,000円	150,001㎡～300,000㎡	3円 60銭	
			300,001㎡～	3円 45銭	
臨時用		10㎡ 250円	25円		
船舶給水用	岸壁給水	1㎡ 20円	勤務時間外の場合5割増徴		
	運搬給水	1回 50㎡ 4,500円	90円 港外1海里を超える毎に、1㎡につき20円加算する。 勤務時間外及び荒天の場合は5割増徴		

用途別		改定期		昭和38年4月1日 改定率 43.0%		昭和39年2月1日		
		区分	基本	超過 (1㎡につき)		基本	超過 (1㎡につき)	
一般用			10㎡ 180円	18円		} 同左	} 同左	
共用			8㎡ 145円	18円				
公衆浴場用			10㎡ 180円	16円 50銭				
工業用				11㎡～1,000㎡	18円			
				1,001㎡～	17円 50銭			
臨時用			10㎡ 350円	35円				
船舶給水用	岸壁給水		1㎡ 30円	勤務時間外の場合5割増徴		} 同左	} 同左	
	運搬給水		1回 50㎡ 4,500円	90円 港外1海里を超える毎に1㎡につき20円加算する。 勤務時間外及び荒天の場合は5割増徴				
				1回 50㎡ 6,000円	120円 港外1海里を超える毎に1㎡につき20円加算する。 勤務時間外及び荒天の場合は5割増徴			

用途別 区分		昭和41年4月1日 改定率 39.1%		昭和46年10月1日 改定率 40.3%			
		基本	超過 (1㎡につき)	基本	超過 (1㎡につき)		
一 般 用	10㎡	220円	28円	10㎡	280円	41円	
共 用	8㎡	175円	28円	8㎡	200円	41円	
公衆浴場用	10㎡	220円	21円	10㎡	280円	25円	
プ ール用	1㎡	21円	—	1㎡	25円	—	
臨 時 用	10㎡	440円	50円	10㎡	650円	75円	
船舶給水用	岸壁給水	1㎡	40円	勤務時間外の場合5割増徴	10㎡	60円	勤務時間外の場合5割増徴
	運搬給水	1回 50㎡ 6,000円	120円 港外1海里を超える毎に1㎡につき20円加算する。 勤務時間外及び荒天の場合は5割増徴	1回 50㎡ 9,000円	180円 港外1海里を超える毎に1㎡につき30円加算する。 勤務時間外及び荒天の場合は5割増徴		
夜 間 給 水	1㎡	22円	—	1㎡	31円	—	

用途別 区分		昭和49年10月1日 改定率 65.8%		昭和52年2月1日 改定率 25.3%			
		基本	超過 (1㎡につき)	基本	超過 (1㎡につき)		
一 般 用	8㎡	310円	11㎡～15㎡ 55円 16㎡～20㎡ 60円 21㎡～30㎡ 65円 31㎡～50㎡ 70円	6㎡	250円	7㎡～10㎡ 35円 11㎡～15㎡ 70円 16㎡～20㎡ 75円 21㎡～30㎡ 85円 31㎡～50㎡ 90円 51㎡～100㎡ 100円 101㎡～ 110円	
		10㎡	350円		51㎡～100㎡ 75円 101㎡～ 80円		
	8㎡	200円	41円		—	—	
	10㎡	350円	25円		6㎡	250円	31円
	1㎡	25円	—		1㎡	31円	—
	10㎡	1,300円	150円		10㎡	2,000円	230円
船 舶 用	1回 50㎡ 18,000円	360円 港外1海里を超える毎に1㎡につき60円加算する。 勤務時間外の場合は5割増徴	1回 50㎡ 27,000円	540円 港外1海里を超える毎に1㎡につき90円加算する。 勤務時間外の場合は5割増徴			
	1㎡	60円	—	1㎡	80円	—	

用途別 区分		昭和55年4月1日 改定率 26.3%		昭和59年4月1日 改定率 34.9%				
		基本	超過 (1㎡につき)	基本	超過 (1㎡につき)			
一 般 用	6㎡	330円	7㎡～10㎡ 40円 11㎡～15㎡ 85円 16㎡～20㎡ 95円 21㎡～30㎡ 105円 31㎡～50㎡ 115円 51㎡～100㎡ 125円 101㎡～ 140円	8㎡	480円	11㎡～15㎡ 115円 16㎡～20㎡ 130円 21㎡～30㎡ 145円 31㎡～50㎡ 160円 51㎡～100㎡ 170円 101㎡～ 185円		
		10㎡	660円		50円			
		6㎡	330円		39円	10㎡	660円	50円
		1㎡	39円		—	1㎡	60円	—
		10㎡	3,000円		350円	10㎡	3,500円	380円
		船 舶 用	昭和55年 1月廃止		—	—	—	—
夜 間 給 水	1㎡	102円	—	1㎡	130円	—		

区 分			改 定 期								
基本料金（1月につき）			昭和63年4月1日 改定率 19.8%								
基本料金（1月につき）			従 量 料 金 （1㎡につき）								
用途	メータの口径	基本水量	料 金	1㎡～ 8㎡	9㎡～ 10㎡	11㎡～ 15㎡	16㎡～ 20㎡	21㎡～ 30㎡	31㎡～ 50㎡	51㎡～ 100㎡	101㎡以上
一 般 用	13 mm	8㎡まで	720円		80円	125円	140円	160円	175円	185円	195円
	20 mm										
	25 mm										
	40 mm		80円								
	50 mm		10,000円	160円							
	75 mm		23,000円	175円							
	100 mm		45,000円								
	150 mm		122,000円	185円							
	200 mm		247,000円	195円							
公衆浴場用	50㎡まで	4,500円									55円
臨時用	10㎡まで	3,900円									400円
夜間給水			8,000㎡まで 8,001㎡以上								150円 195円

(注) 平成元年4月1日から、料金は、上記の表により算定した額に100分の103を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

区 分			改 定 期								
基本料金（1月につき）			平成5年4月1日 改定率 19.5%								
基本料金（1月につき）			従 量 料 金 （1㎡につき）								
用途	メータの口径	基本水量	料 金	1㎡～ 8㎡	9㎡～ 10㎡	11㎡～ 15㎡	16㎡～ 20㎡	21㎡～ 30㎡	31㎡～ 50㎡	51㎡～ 100㎡	101㎡以上
一 般 用	13 mm	8㎡まで	880円		105円	155円	170円	190円	205円	215円	225円
	20 mm										
	25 mm										
	40 mm		105円								
	50 mm		12,000円	190円							
	75 mm		28,000円	205円							
	100 mm		55,000円								
	150 mm		147,000円	215円							
	200 mm		291,000円	225円							
公衆浴場用	50㎡まで	5,500円									60円
臨時用	10㎡まで	4,500円									460円
夜間給水			8,000㎡まで 8,001㎡以上								175円 225円

(注) 料金は、上記の表により算定した額に100分の103を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

区 分		改 定 期									
		平成9年4月1日 改定率 14.2%									
用 途	基本料金 (1月につき)			従 量 料 金 (1㎡につき)							
	メータの口径	基本水量	料 金	1㎡～ 8㎡	9㎡～ 10㎡	11㎡～ 15㎡	16㎡～ 20㎡	21㎡～ 30㎡	31㎡～ 50㎡	51㎡～ 100㎡	101㎡以上
一 般 用	13 mm	8㎡まで	1,000円		120円	176円	194円	218円	236円	247円	259円
	20 mm										
	25 mm										
	40 mm	4,400円	120円								
	50 mm	13,000円	218円								
	75 mm	30,500円	236円								
	100 mm	60,400円									
	150 mm	161,400円	247円								
200 mm	315,700円	259円									
公衆浴場用	50㎡まで	6,000円									69円
臨時用	10㎡まで	5,100円									525円
夜間給水			8,000㎡まで 8,001㎡以上								200円 259円

(注) 平成9年4月1日から、料金は、上記の表により算定した額に100分の105を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

(注) 平成26年4月1日から、料金は、上記の表により算定した額に100分の108を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

区 分		改 定 期								
		平成26年10月1日 改定率 10.7%								
用 途	基本料金 (1月につき)		従 量 料 金 (1㎡につき)							
	メータの口径	料 金	1㎡～ 10㎡	11㎡～ 20㎡	21㎡～ 30㎡	31㎡～ 50㎡	51㎡～ 100㎡	101㎡～ 500㎡	501㎡～ 以上	
一 般 用	13 mm	1,040円	20円							
	20 mm	1,080円								
	25 mm	1,120円								
	40 mm	4,600円	160円	220円	250円	260円	275円	280円	285円	
	50 mm	15,000円								
	75 mm	34,500円								
	100 mm	67,000円								
	150 mm	178,600円								
200 mm以上	349,400円									
一般公衆浴場用	6,000円 (50㎡までの水量を含む。)	—					69円			
臨時用	5,640円	40円	580円							
夜間給水		8,000㎡まで 8,001㎡以上							220円 285円	

(注) 料金は、上記の表により算定した額に100分の108を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

現 在 の 配 水 池

(平成29年10月現在)

水系	配水池名	竣工年月	容量(m ³)
宮原水系	宮原低区配水池	平成25年3月外	19,500
	宮原高区配水池	昭和49年3月外	2,100
	休山隧道配水池	昭和49年7月	20,000
	天応配水池	昭和42年12月	500
	長谷配水池	昭和43年6月	75
	吉浦低区配水池	昭和19年3月	10,000
	西部高区配水池	昭和63年7月	1,000
	吉浦高区配水池	昭和61年10月	200
	仁方低区配水池	昭和25年3月	400
	仁方高区配水池	昭和43年12月	600
	先小倉配水池	昭和53年3月	100
	室瀬配水池	昭和63年3月	4
	冠崎配水池	昭和36年10月	200
	見晴配水池	平成16年3月外	100
宮原水系計	(14か所)	54,779	
旧平原水系	平原低区配水池	平成29年10月	10,000
	平原高区配水池	昭和42年9月外	3,060
	北部高区配水池	昭和41年9月	200
	上平原配水池	平成2年3月外	120
	奥畑配水池	昭和58年12月	10
	西谷配水池	昭和48年3月	100
平原水系計	(6か所)	13,490	
本庄水系	本庄隧道配水池	昭和63年3月	6,000
	本庄配水池	昭和56年3月	2,400
	焼山東部配水池	昭和41年7月外	500
	焼山南部配水池	昭和46年10月	250
	焼山北部高区配水池	平成4年3月	800
	焼山南ハイツ配水池	昭和63年3月	540
	狐城配水池	平成17年3月外	2,500
	郷原第2配水池	平成9年3月	550
	鬼坂配水池	昭和53年3月	140
	宮ヶ迫配水池	平成10年3月	500
	長谷調整池	平成10年3月	100
	郷原第1配水池	平成11年3月	1,000
本庄水系計	(12か所)	15,280	
川尻地区	寺田配水池	昭和31年4月	400
	柳迫第1配水池	昭和46年11月	504
	柳迫第2配水池	昭和56年2月	810
	上畑第1配水池	昭和48年7月	230
	上畑第2配水池	昭和60年4月	204
	小仁方低区配水池	昭和55年2月	280
	小仁方高区1号配水池	昭和55年2月	90
	小仁方高区2号配水池	平成9年3月	135
川尻地区計	(7か所)	2,653	
安浦地区	女子畑配水池(受水場)	平成17年3月	160
	赤向坂配水池(受水場)	昭和59年3月	240
	赤向坂調整池	昭和59年3月	15
	原垣内配水池	平成4年3月外	2,200
	中切配水池	昭和59年3月	500
	亀戸配水池	昭和60年3月	400
	安登配水池	昭和59年3月	300
	下垣内配水池	平成7年3月	21
中畑配水池	平成8年3月	68	
安浦地区計	(9か所)	3,904	

水系	配水池名	竣工年月	容量(m ³)
音戸地区	藤脇配水池	昭和54年3月	1,200
	畑配水池	平成3年6月	660
	新城平配水池	昭和43年3月	600
	南隠渡配水池	平成15年11月	800
	音戸地区計	(4か所)	3,260
倉橋地区	本浦配水池	平成3年3月外	1,630
	室尾配水池	昭和54年3月	335
	大迫配水池	平成6年3月	65
	鹿島配水池	昭和55年3月	162
	須川配水池	昭和54年3月	3
	西宇土配水池	昭和54年3月	5
	大向配水池	昭和55年3月	8
	宇和木調整池	昭和55年3月	106
	倉橋長谷配水池	昭和56年3月	105
	宇和木北部配水池	平成7年3月外	308
江ノ浦配水池	昭和55年3月	92	
倉橋地区計	(11か所)	2,819	
下蒲刈地区	林迫配水池	平成9年3月	450
	新大地蔵配水池	平成10年3月	390
	大地蔵調整池 <small>※平成21年3月改良(躯体除く)</small>	昭和58年3月	25
	大野配水池(受水場)	昭和58年3月	45
下蒲刈地区計	(4か所)	910	
蒲刈地区	向配水池	平成9年3月外	380
	大浦配水池	平成8年3月外	464
	宮盛低区配水池(受水場)	昭和48年3月	126
	宮盛高区配水池	昭和62年3月	20
	田戸配水池	平成8年3月	150
	蒲刈地区計	(5か所)	1,140
豊浜地区	小野浦第1配水池	昭和50年3月外	220
	小野浦第2配水池	昭和50年3月外	48
	内浦配水池	昭和39年3月	73
	大浜配水池	昭和40年3月	51
	山崎低区配水池(受水場)	平成4年3月	128
	山崎高区配水池	昭和49年3月	43
	立花配水池	昭和48年3月	37
	斎島配水池	平成3年3月	50
豊浜地区計	(8か所)	650	
豊地区	大長御手洗配水池	平成9年3月外	780
	大長高区配水池	昭和62年3月	20
	久比配水池	昭和62年3月	262
	沖友配水池	昭和56年3月	150
	三角受水場	昭和51年3月	44
	三角配水池	平成5年3月	104
豊地区計	(6か所)	1,360	

上水道施設 合計	(86か所)	100,245
----------	--------	---------

※ 竣工年月のうち、配水池に複数の構造物がある場合は、最新の構造物の竣工年月を記載

年 表

	呉市水道事業の出来事	呉市の出来事／社会の出来事
明治	19(1886)年	5月 第2海軍区鎮守府の位置を安芸郡呉港に設定
	21(1888)年	12月 呉鎮守府水道着工
	22(1889)年	9月 呉鎮守府水道竣工
	23(1890)年	4月 呉鎮守府水道給水開始
	27(1894)年	2月 大日本帝国憲法公布 7月 呉鎮守府開庁
	28(1895)年	10月 教育勅語発布 7月 日清戦争始まる
	35(1902)年	4月 日清講和条約調印 1月 日英同盟協約調印
	36(1903)年	10月 和庄町・荘山田村・宮原村・二川町が合併し呉市誕生 11月 呉海軍造船廠と呉海軍造兵廠が合併し呉海軍工廠設立 12月 呉線呉～広島間開通
	37(1904)年	2月 日露戦争始まる
	38(1905)年	9月 日露講和条約調印
	41(1908)年	4月 水道課設置
	42(1909)年	10月 呉電気鉄道(株)県内初の市街電車
	44(1911)年	7月 呉鎮守府司令長官に余水分与を請願
	大正	2(1913)年
3(1914)年		6月 第1次世界大戦始まる
4(1915)年		7月 創設工事着工
7(1918)年		3月 創設工事竣工(全国で34番目) 4月 市民給水開始(馴染みの「いなり水」が姿を消す。)15,000m ³ /日
9(1920)年		1月 国際連盟に常任理事国として加盟
10(1921)年		1月 呉海軍工廠支廠開庁 11月 ワシントン軍縮会議
11(1922)年		3月 全国水平社結成 10月 ワシントン軍縮の第1次職工整理で3,989人退廠
12(1923)年		4月 呉海軍工廠支廠分離独立し、広海軍工廠となる 9月 関東大震災
昭和		3(1928)年
	4(1929)年	3月 第1期拡張工事竣工(宮原高地区の給水を開始)
	6(1931)年	4月 ロンドン軍縮による職工整理で3,914人退廠 9月 満州事変
	7(1932)年	3月 満州国立国 5月 5.15事件
	8(1933)年	2月 国際連盟脱退
	10(1935)年	3月 国防と産業大博覧会開催
	11(1936)年	2月 2.26事件
	12(1937)年	6月 水道部制を施行 7月 日中戦争勃発
	13(1938)年	11月 第2期拡張事業着工
	14(1939)年	4月 国家総動員法公布 10月 国道32号(呉～広島間道路, 現国道31号)通行開始
	15(1940)年	9月 第2次世界大戦始まる 8月 呉工廠において戦艦「大和」進水式(昭和12年11月起工 昭和16年12月竣工) 9月 日独伊三国同盟
	16(1941)年	4月 呉市に広村・仁方町合併 12月 真珠湾攻撃 太平洋戦争勃発
	17(1942)年	5月 料金改定実施
	18(1943)年	3月 第2期拡張事業竣工 34,500m ³ /日 3月 吉浦町・警固屋町・阿賀町に給水を開始 11月 県管二級ダム完成

	呉市水道事業の出来事	呉市の出来事／社会の出来事
20(1945)年	9月 枕崎台風により水道施設にも被害発生 10月 占領軍進駐, 旧軍港水道の管理運営, 進駐軍給水	7月 B29約100機, 呉市を空襲, 市街の大半を消失 8月 広島・長崎へ原爆投下 8月 ポツダム宣言受諾 降伏 9月 枕崎台風により大災害発生(死者1,154人, 負傷者440人)
21(1946)年	4月 料金改定実施 6月 部制を廃止, 建設局の下に水道課設置	11月 日本国憲法公布
22(1947)年	4月 料金改定実施 4月 石内浄水場築造工事再開 9月 料金改定実施	3月 教育基本法施行 3月 地方自治法公布
23(1948)年	7月 料金改定実施	
25(1950)年		6月 旧軍港市転換法公布 6月 朝鮮戦争始まる 8月 市営二河プールで日米豪交歓水上競技大会開催
26(1951)年	4月 料金改定実施	9月 第6回国民体育大会夏季大会開催 9月 サンフランシスコ平和条約調印 9月 日米安全保障条約締結調印
27(1952)年	10月 地方公営企業法施行に伴い部制を局組織に	5月 海上保安大学の入学式 10月 地方公営企業法施行
28(1953)年	10月 旧軍港市転換法により旧軍港水道施設無償譲受～昭和29年12月	2月 テレビ放送開始 7月 呉市記念日を10月1日と制定
29(1954)年	3月 工業用水道事業:創設工事竣工(58,000m ³ /日) 11月 第3期拡張事業着工	7月 海上自衛隊呉地方隊・呉地方総監部発足 7月 自衛隊発足
31(1956)年		10月 呉市に天応町・昭和村・郷原村合併 10月 日ソ共同宣言 12月 国際連合加盟
32(1957)年	6月 料金改定実施	6月 水道法公布
33(1958)年	3月 工業用水道事業:第1期拡張工事竣工(80,000m ³ /日)	4月 工業用水道事業法公布
35(1960)年	3月 工業用水道事業:第2期拡張工事竣工(110,000m ³ /日) 4月 料金改定実施	1月 日米新安保条約調印
36(1961)年		12月 音戸大橋開通
37(1962)年	3月 第3期拡張工事竣工 68,000m ³ /日 3月 工業用水道事業:第3期拡張工事竣工(130,000m ³ /日) 4月 太田川東部工業用水道設置に関する協定締結 8月 第4期拡張事業着工	
38(1963)年	4月 料金改定実施 6月 焼山地区水道施設竣工, 8月から給水開始 12月 料金改定実施(船舶給水用運搬給水料金)	
39(1964)年		10月 東海道新幹線開通 10月 東京オリンピック開催
40(1965)年	12月 太田川東部工業用水道より呉市へ通水開始(30,000m ³ /日)	6月 日韓基本条約正式調印
41(1966)年	4月 料金改定実施 6月 水道局庁舎完成	
42(1967)年	7月 集中豪雨により大災害発生, 運搬給水実施 10月 渇水による給水制限実施(隔日24時間給水)	4月 入船山記念館開館 7月 42年災発生(集中豪雨などにより死者88人, 負傷者467人) 12月 呉市営電車廃止
45(1970)年	4月 料金調定事務を呉電子計算センターに委託 4月 分担金制度実施	3月 大阪万国博開催 10月 呉線電化開通
46(1971)年	2月 第5期拡張事業第1次事業着工 3月 第5期拡張事業の一部(導・送・浄・配水施設)を県(安芸灘地域水道)との共同施設として建設(維持管理を含む。)することに協定締結 8月 第4期拡張工事竣工 118,000m ³ /日 10月 料金改定実施	
47(1972)年	3月 第5期拡張事業変更第1次事業認可(その1)	8月 札幌冬季オリンピック開催 5月 沖縄日本復帰 9月 日中国交正常化
48(1973)年	8月 渇水による給水制限実施(隔日24時間給水)	石油危機
49(1974)年	7月 県との共同施設, 休山隧道配水池竣工 7月 上水道管理事務の事務委託に関する協定締結(広島県より受託) 10月 料金改定実施(段階別増額料金制度採用)	
50(1975)年		10月 広島東洋カープセ・リーグ初優勝
51(1976)年	3月 本庄浄水場竣工 5月 宮原浄水場の拡張整備工事竣工 141,500m ³ /日	

	呉市水道事業の出来事	呉市の出来事／社会の出来事	
昭和	52(1977)年	2月 異常寒波による水道管凍結破裂事故多発 2月 料金改定実施 5月 第5期拡張事業変更第1次事業認可(その2)	
	53(1978)年	4月 第5期拡張事業で工事を進めていた郷原、昭和一部地区への水道施設工事を、国庫補助を受け無水源地域簡易水道事業として施行 8月 渇水による給水制限実施(3日に1日24時間断水)～9月	8月 日中平和友好条約締結
	54(1979)年	6月 未給水地区(郷原地区)一部給水開始 11月 未給水地区(昭和地区一部)一部給水開始 12月 広島県水道用水供給事業の給水条件等に関する協定締結	
	55(1980)年	1月 船舶給水業務廃止 4月 料金改定実施 11月 未給水地区(郷原、昭和地区一部)工事竣工	
	56(1981)年	2月 異常寒波による水道管凍結破裂事故多発～3月 3月 無水源地域簡易水道事業(補助事業)完了 3月 本庄浄水場増強(4,500m ³ /日)	
	57(1982)年		8月 呉市立美術館開館
	58(1983)年	3月 本庄水源空気揚水筒設置(6基) 3月 第5期拡張事業竣工 141,500m ³ /日 4月 第6期拡張事業着工 7月 広島県水道用水供給事業から浄水の一部受水開始	
	59(1984)年	2月 異常寒波による水道管凍結破裂事故多発 3月 三永水源空気揚水筒設置(9基) 4月 料金改定実施	3月 つばき会館完成
	60(1985)年	5月 「近代水道百選」に三永貯水池、宮原浄水場及び二河水源地が選ばれる	
	61(1986)年	3月 第6期拡張事業計画の変更(一次) 10月 太田川水系太田川における水利使用権利(35,000m ³ /日)の一部(12,000m ³ /日)を広島市へ譲渡 10月 戸坂浄水場廃場	4月 呉女子短期大学開校
63(1988)年	3月 本庄隧道配水池竣工、焼山浄水場廃場 4月 本庄隧道配水池で県用水受水開始 4月 料金改定実施(用途別料金体系を口径別料金体系に変更)	3月 青函トンネル開通 3月 瀬戸大橋開通 4月 ベルリンの壁崩壊	
平成	元(1989)年	4月 料金改定実施(料金等に消費税転嫁) 5月 呉市水道事業等経営審議会設置	4月 広島呉道路の天応～呉間開通 4月 消費税スタート
	2(1990)年		10月 東西ドイツ統一
	3(1991)年	3月 「ホテルの里」開園 5月 第6期拡張事業計画の変更(二次) 9月 台風19号による停電のため断水地区多発	1月 湾岸戦争勃発
	4(1992)年	1月 呉市水道水源保護対策要綱制定 10月 太田川にて薬物流入事故発生	3月 呉ポートピアランドオープン 6月 P K O協力法成立
	5(1993)年	4月 料金改定実施	
	6(1994)年	7月 渇水による減圧給水等実施～10月	9月 呉市と周辺12町が呉地方拠点都市地域に指定
	7(1995)年	1月 阪神・淡路大震災により被災地(神戸市)へ職員派遣～3月 2月 水質試験所完成	1月 阪神・淡路大震災 3月 東京地下鉄サリン事件 4月 呉大学開校
	8(1996)年	3月 広島市と「地震・異常渇水等の災害時における水道水の相互融通に関する協定」を締結	8月 広島呉道路(クレーライン)全線開通 9月 ひろしま国体開幕
	9(1997)年	3月 耐震性貯水槽を中央公園に設置(容量100m ³) 3月 石内浄水場休止 4月 料金改定実施(料金の改定と料金等に消費税の引上げ分及び地方消費税を転嫁)	2月 長野冬季オリンピック開催
	10(1998)年	1月 耐震性貯水槽を広公園に設置(容量100m ³) 4月 公道部分の給水管修繕工事を業務委託(広、仁方、郷原、昭和、天応及び吉浦地区) 10月 「宮原浄水場低区配水池」「平原浄水場低区配水池」「二河水源地取入口」の3施設が文化財登録原簿に登録(登録有形文化財)	
	11(1999)年	2月 国際協力事業団(JICA)から受託した「中東地域上水道維持管理コース」の技術研修を実施(H10～H14年度実施)～3月 5月 「本庄水源堰堤水道施設」が国の重要文化財に指定 6月 集中豪雨により災害発生(水道料金の免除措置実施) 7月 「三永水源堰堤」が文化財登録原簿に登録(登録有形文化財)	6月 集中豪雨による災害発生。死者8人、負傷者5人
	12(2000)年	4月 公道部分の給水管修繕工事を業務委託を全市域に拡大 12月 基本料金の前納制を後納制に変更し、一か月制の検針・集金制度を二か月制の検針・集金制度に統一	11月 特例市(8月30日の政令で指定)になる

	呉市水道事業の出来事	呉市の出来事／社会の出来事	
平成	13(2001)年	3月 芸予地震により災害発生（阿賀・広・仁方地区約21,000世帯が断水） 12月 呉市水道長期基本構想の策定	3月 芸予地震発生、震度5強、死者1人 9月 アメリカ同時多発テロ事件
	14(2002)年	1月 ホームページ開設 4月 直結給水の開始	3月 一般国道185号休山新道開通 5月 日韓サッカーワールドカップ開幕 9月 日朝首脳会談 一部拉致被害者帰国 10月 呉市制施行100周年記念式典・記念祭開催
	15(2003)年	4月 下蒲刈町との合併に伴い、下蒲刈簡易水道事業を地方公営企業法の適用とし事業運営を引継ぐ 9月 本庄浄水場休止	4月 呉市・下蒲刈町合併
	16(2004)年	4月 川尻町との合併に伴い、川尻町水道事業の運営を引継ぐ 7月 東部幹線（φ800）が阿賀南4丁目で漏水事故（阿賀・広・仁方・川尻・下蒲刈地区約28,300世帯が断水） 9月 台風18号により災害発生（中央・阿賀・広・仁方・焼山・下蒲刈地区約4,500世帯が断水）	1月 イラクへ自衛隊派遣 4月 呉市・川尻町合併
	17(2005)年	1月 阿賀南6丁目排水管（φ300）で漏水事故（阿賀・広・仁方・川尻・下蒲刈地区約27,400世帯が断水） 2月 ダム湖百選に本庄貯水池が選定される 3月 音戸町・倉橋町・安浦町との合併に伴い、各町の水道事業の運営を引継ぐ 3月 蒲刈町・豊浜町・豊町との合併に伴い、各町の簡易水道事業を地方公営企業法の適用とし事業運営を引継ぐ 4月 戸坂取水場施設の維持管理業務を水道法上の技術的な権限及び責任を付与して広島県へ委託（第三者委託）	3月 呉市・音戸町・倉橋町・蒲刈町・安浦町・豊浜町・豊町と合併し、新「呉市」誕生 3月 日本国際博覧会（愛知万博） 4月 呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）オープン 10月 郵政民営化
	18(2006)年	3月 呉市水道局経営計画（平成17年度～平成21年度）を策定 8月 水道送水施設で崩落事故が発生（音戸・倉橋・吉浦・天応・中央西部・広・仁方・川尻地区約20,100世帯が断水）	
	19(2007)年	1月 第2次呉市水道局経営計画（平成20年度～平成24年度）を策定 3月 呉市水道長期基本構想の改訂	4月 海上自衛隊呉史料館（てつのくじら館）オープン 9月 「財政集中改革宣言」を発表
	20(2008)年	3月 江田島市と「災害時等における水道水の相互応援に関する協定」を締結 3月 水道施設整備事業認可	4月 財政集中改革プログラムがスタート
	21(2009)年	3月 5簡易水道事業の変更認可 4月 検針及び収納等業務を一括して民間業者に委託	5月 裁判員制度施行 5月 新型インフルエンザ流行 9月 民主党へ政権交代
	22(2010)年	4月 財務会計システムを導入 4月 水道の使用及び廃止等の受付、窓口業務、廃止に伴う精算業務を民間業者に委託 10月 水道料金等のコンビニエンスストア収納を導入	
	23(2011)年	3月 東日本大震災により被災地（石巻市ほか）へ職員派遣～4月 4月 口座・入金整理業務を民間業者に委託	3月 阿賀マリノ大橋開通 3月 東日本大震災発生
	24(2012)年		3月 呉市交通局廃止 4月 東広島・呉道路開通（阿賀IC～瀬瀬IC） 5月 東京スカイツリー開業 11月 サンフレッチェ広島J1年間総合優勝
	25(2013)年	3月 平原浄水場閉場 4月 宮原浄水場新浄・配水施設 稼働（82,000m ³ /日） 4月 上下水道局発足（水道局と下水道部を上下水道局として組織統合。3部9課1所27係） 4月 呉市上下水道事業経営審議会を設置	3月 第二音戸大橋開通 9月 2020年オリンピック開催地 東京に決定
	26(2014)年	1月 呉市上下水道ビジョン（平成26年度～平成35年度）の策定 3月 呉市上下水道ビジョン前期経営計画（平成26年度～平成30年度）の策定 3月 水安全計画を策定 4月 料金改定実施（消費税及び地方消費税の引上げ） 10月 料金改定実施（平均改定率10.7%）	8月 国内でデング熱流行
	27(2015)年	4月 宮原浄水場等夜間・休日運転管理業務を委託	10月 マイナンバー（個人番号）通知開始 12月 市役所新庁舎完成
	28(2016)年	4月 熊本地震により被災地（熊本市）へ職員派遣 12月 つばき会館へ一部庁舎移転（6課、お客様サービスセンター）	4月 中核市指定 4月 呉市を含む旧軍港四市「日本遺産」に認定 4月 熊本地震発生
29(2017)年	3月 呉市上下水道事業との統合に伴い、5簡易水道事業を廃止	4月 映画「孤狼の血」の撮影ロケ地として西中央庁舎を使用	
30(2018)年	1月 宮原浄水場新管理棟完成 4月 呉市水道100周年		

呉の水道100年

2018年4月1日 発行

編 集 呉市上下水道局

発 行 呉市上下水道局
〒737-0051 広島県呉市中央6-2-9

印刷・製本 株式会社 ユニックス